

# 平成29年度「いばらき・とちぎ早春の観光キャンペーン in 神戸」事業 委託業務プロポーザル公募要領

## 1 目的

茨城空港－神戸便の定期就航により、関西圏から茨城へのアクセスが向上していることから、JR 神戸駅等直結の地下街「デュオこうべ」において、茨城県及び栃木県の早春～春の観光資源や、地域特産品の魅力を発信する観光キャンペーンを展開するとともに、キャンペーン開催に合わせ、地域情報誌等へ両県の観光情報を掲載することにより、魅力を広く紹介し、観光誘客を促進する。

## 2 業務名

平成29年度「いばらき・とちぎ早春の観光キャンペーン in 神戸」事業委託業務

## 3 委託する業務概要

平成29年度「いばらき・とちぎ早春の観光キャンペーン in 神戸」事業業務一式

※詳細は、「平成29年度「いばらき・とちぎ早春の観光キャンペーン in 神戸」事業委託業務仕様書」をご覧ください。

なお、同仕様書の内容は、今後変更する可能性がありますので、ご了承ください。

## 4 委託契約期間

契約締結の日から平成30年3月16日（金）まで

## 5 予算規模

2,999,160円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 業務委託候補者の選定方法

この事業の業務委託者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とします。受託を希望する方は、下記「7 企画提案書の提出手続き」により提案してください。

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、当協議会が設置するプロポーザル審査委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査して委託契約候補者を選定します。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は、すべて参加者の負担となります。

## 7 企画提案書の提出手続き

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（作業スケジュールの記載含む）（様式任意）
- ② 見積書（様式任意）
- ③ 会社概要又は会社概要パンフレット
- ④ 事業委託に係る過去の実績

### (2) 提出部数

①については、1冊の資料としてまとめ、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を5部、社名を記載したものを1部提出してください。（カバー等は取り付けないこと。）

②～④については、1部提出してください。

(3) 提出期限

平成29年12月28日(木) 午後3時必着

(4) 提出先

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会事務局

(茨城県商工労働観光部観光局観光物産課(宣伝誘客担当)内)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 評価方法

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記の評価基準により書面審査を行います。採否については、決定後速やかに通知します。

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| ①理解度     | 業務の目的、内容について十分に理解しているか。            |
| ②独創性・説得力 | 提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。        |
| ③具体性・妥当性 | 提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。               |
| ④事業遂行体制  | 作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。 |
| ⑤総合評価    | 企画提案から受ける全体的な印象はどうか。               |

(7) プロポーザル参加資格に関する要件

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(8) その他

① このプロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

② 提案数は、1業者につき1件とする。

③ 質問は、ファックス又はメールでの受付とする。

ア 受付期限 平成29年12月27日(水)

イ 様式 自由。質問事項のほか、社名、連絡先、担当者名を記入のこと。

ウ 回答 全業者に対して行います。

エ 提出先 7(4) 企画提案書提出先と同様

④ 採用となった提案については、協議の上変更する場合がある。

⑤ 提出された提案書は、一切返却しない。

⑥ 不採用の提案内容は、提案者に帰属することとする。

## 8 契約手続き等

(1) 契約の締結

協議会と契約締結者は、委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約書を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と協議会との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなります。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号及び栃木県財務規則第144条第6号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

9 本件についてのお問い合わせ先

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会事務局

(茨城県商工労働観光部観光局観光物産課(宣伝誘客担当)内)

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

電話：029-301-3622/FAX：029-301-3629

E-mail：kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp